

令和8年6月1日より

入院時食事療養費の負担額が変更となります

入院時の食事療養の標準負担額（患者負担額）			
所得区分		令和8年5月まで	令和8年6月から
70歳未満の方	70歳以上の方		
区分ア	現役並 III	1食 510円	1食 550円
区分イ	現役並 II		
区分ウ	現役並 I		
区分エ	一般		
区分オ	低所得 II	1食 240円	1食 270円
	低所得 I	1食 110円	1食 130円

※指定難病の対象の方は1食 300円から 330円へ変更

※療養病床に入院する65歳以上の患者様にかかる入院時生活療養費  
についても 370円から 430円に変更

厚生労働省告示の改正に伴い、全国医療機関共通の対応となります。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

茨城リハビリテーション病院 病院長